

使用基準判断表（R6. 4. 1）

交流センター等の使用可否及び使用料減免の判断は、以下のとおり。なお、使用料減免に関しては「宮崎市交流センター等の使用料減免に関する要綱」の第3条第1項第1号～第7号の規定に基づき行う。

要綱3－（1） 市が主催、共催する行事等に使用する場合（減免上限：100%）

使用者又は使用目的等	取 り 扱 い				備 考
	減免対象		減免対象外	使用不可	
	免除	5割減額			
① 市役所各課が公用で使用する 場合（会議、研修等）	○				市役所各課が所管する公共施設も含む。 県以上の機関は減免対象外。
② 市の委託事業でNPO法人 等が使用する場合	○		○		市からの委託費に会場使用料が含まれている場合は減免対象外。
③ 宮崎市選挙管理委員会投票 所設置	○				

要綱3－（2） 交流センター等が主催、共催する行事等に使用する場合（減免上限：100%）

使用者又は使用目的等	取 り 扱 い				備 考
	減免対象		減免対象外	使用不可	
	免除	5割減額			
① 交流センター等主催講座 （社会教育講座）	○				
② 移動公民館	○				
③ 地区生涯学習推進協議会の 会議等	○				
④ 家庭教育学級の運営に関する 会議及び学級の実施	○				
⑤ その他交流センター等が主 催・支援する事業での使用	○				

要綱3-(3) 市内の幼稚園、保育園、小学校及び中学校が、保育活動又は学校教育活動等に使用する場合（減免上限100%）

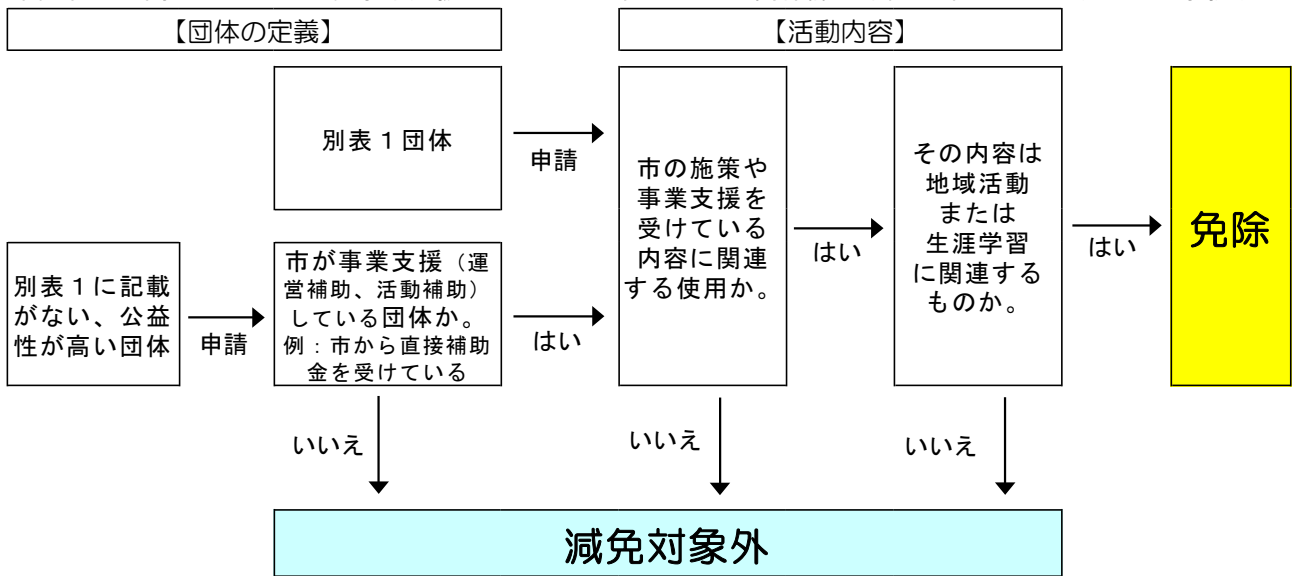
使用者又は使用目的等	取 り 扱 い				備 考
	減免対象		減免対象外	使用不可	
	免除	5割減額			
① 地区内の保育所・幼稚園・認定こども園					<p>それぞれの関連施設を優先させること。地区の考え方については、園(学校)のある中学校区を便宜上の「地区」とみなし、在園(校)生は地区内に住む者として取り扱う。(名簿の提出は不要)</p> <p>園活動に関連しないものは減免対象外</p> <p>必ず教師又は成人の指導者・監督者がつくこと。長期的・継続的なものは確認書の提出を求め、使用内容を確認すること。</p> <p>園活動の実施に関連しないものは減免対象外</p> <p>基本的な考え方は①と同様。</p> <p>学校が設置・実施している場合は学校教育活動の一環とみなし、免除対象。自主練や部保護者会は減免対象外。</p> <p>必ず教師又は成人の指導者・監督者がつくこと。長期的・継続的なものは確認書の提出を求め、使用内容を確認すること。</p>
○園行事での使用	○				
○職員及びPTAの使用	○		○		
○職員レクリエーション			○		
○クラブ、クラス会等	○		○		
○職員研修	○		○		
② 地区内の小中学校					
○授業、学校行事での使用	○				
○職員及びPTAの使用	○		○		
○クラブ活動、部活動、クラス会等	○		○		
○職員レクリエーション			○		
○職員研修	○		○		
③高等学校、大学、専門学校			○		<p>※申請者が学生であっても18歳以上であれば申請可能。</p>

要綱 3- (4) 公益的な活動を行う又は市が事業支援する団体が、設置目的に沿う活動かつ市の施策や事業に関連する公益性のある活動に使用する場合（減免上限：100%）

使用者又は使用目的等	取 り 扱 い				備 考
	減免対象		減免対象外	使用不可	
	免除	5割減額			
<p>① 市関係各課が事業支援（運営補助、活動補助）している公共的団体の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉関係団体 老人クラブ、民生児童委員会、市保育会、市社会福祉協議会、母子福祉協議会等 ○農商工関係団体 市観光協会、SAP等 ○小中学校教育関係団体 小中学校長会、教頭会、教務主任会、各教科研究会等 ○体育関係団体 地区体育会、市スポーツ協会、小中体連、スポーツ推進委員協議会等 ○市国際交流協会 ○市芸術文化連盟 ○地域の団体、協議会等 地区振興会、自治会、自治公民館、地域まちづくり推進委員会、消防団、交通安全協会等 <p>② 社会教育関係団体</p> <p>③ 国・県・公益団体等が主催する事業のうち、市の施策や事業に関連する公益性のあるもので、施設の設置目的に合致するもの（行政相談、移動交番、人権相談等）</p> <p>④ 経済団体、利益団体、企業等 （例：民間企業、農協、漁協、商工会、各小売業者組合、食品衛生協会、生産者組合、猟友会、森林組合）</p>	○		○		<p>減免可否は、使用許可申請時に、団体の定義及び使用目的が減免基準に該当しているか確認し、判断すること。</p> <p>①②の対象団体については、交流センター使用基準別表1に掲げる団体を参照。</p> <p>なお、別表1に掲げる団体以外で、市から事業支援を受けている団体から申請があった場合は、事業支援の内容及び使用目的を聴取の上、判断すること。 ※P6判断フロー参照。</p> <p>ア. それぞれの関連施設を優先すること。（例：総合福祉保健センター、総合体育館、学校等）</p> <p>イ. 市に団体の事務局があっても、国・県段階のものは原則、減免対象外とする。</p> <p>ウ. 主たる活動を行う地区に所在する交流センター等を使用する場合のみ、減免対象とする。（中央公民館は、市域全域の活動を対象とする）</p> <p>県以上は原則、減免対象外。 ただし、市関係課からの依頼文や副申の提出があった場合は、地域自治区事務所へ確認のうえ、免除対象にできる。</p> <p>交流センター等での継続的な営利事業を目的とした使用については使用不可。 使用内容による判断については、P6-ア-⑦～⑨参照。</p>
○		○			
○		○			
○		○	○		

※要綱3-（4）中、①における減免判断フロー

申請者への聞き取りで判断。事業支援については必要に応じて関係課へ確認（館または地域自治区事務所）



要綱3-（5） 要綱3-（4）に該当しない団体が、設置目的に沿う活動かつ市の施策や事業に関連する公益性のある活動に使用する場合（減免上限：50%）

使用者又は使用目的等	取 扱 い				備 考
	減免対象		減免対象外	使用不可	
	免除	5割減額			
① NPO法人		○	○		交流センターの設置目的に沿う活動かつ市の施策や事業に関連する公益性のある活動に使用する場合のみ減額対象とする。
② 市芸術文化連盟加盟団体		○	○		毎年度芸文連から各施設に配布される「加盟団体名簿」に記載されている団体のみ減額対象とする。
③ 宮崎市民活動センター登録団体（ボランティア団体）			○		宮崎市民プラザ使用時は5割減額の対象となる。
④ 市スポーツ協会加盟団体、市スポーツ少年団			○		スポ少の団体登録の重複に注意すること。

要綱3-（6） 交流センター等の登録団体が使用する場合（減免上限50%）

使用者又は使用目的等	取 扱 い				備 考
	減免対象		減免対象外	使用不可	
	免除	5割減額			
① 講座グループ・自主グループの使用		○	○		利用団体として登録した当該館のみ減額対象とする。

要綱3-（7） 市長が特に認める場合

上記要綱3-（1）～（6）に該当しないが、特別な理由があり減免すべきもの。

使用者又は使用目的等	取 扱 い				備 考
	減免対象		減免 対象外	使用 不可	
	免除	減額			
① 身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者が、施設の設置目的に沿う活動に使用する場合	○		○		中央公民館又は手帳所持者が居住する地区に所在する交流センターを使用する場合のみ減免対象とする。 障がい福祉サービス事業所等が主体となって行う活動（デイケア等）の場合は、要綱3-（4）中、④により減免対象外。
② 要介護（支援）認定を受けている者及びその介護者が、施設の設置目的に沿う活動に使用する場合	○		○		中央公民館又は要介護（支援）を受けている者が居住する地区に所在する交流センターを使用する場合のみ減免対象とする。 介護保険サービス事業者等が主体となって行う活動（デイサービス等）の場合は、要綱3-（4）中、④により減免対象外。
③ 個人演説会 開催時間については、一回に5時間を超えない範囲となっているが、条例上の開館時間内で対応する	○ 1回目 のみ		○		【個人演説会場公営施設の場合】 公職選挙法の規定により、候補者1人につき同一館ごとに1回目は無料（免除）。 使用申請：「候補者→選管→交流センター」 ※個人演説会場公営施設に該当するかは、所管課に問い合わせること。 ※このルートなしに、地区の個人名での早期申込みに注意すること（会場が空いているかどうかの返事にとどめる）。 【個人演説会場公営施設以外の場合】 1回目の使用から減免対象外 使用申請：「候補者→交流センター」
④ その他市長が特に認める場合	○	○	○		減免可否は関係課から依頼や副申等により判断する。減免額は関係課等と協議の上決定する。

●社会教育法第23条の禁止行為に関するもの

※交流センターは、地方自治法第244条の施設であることから、段階的な緩和を検討する。

ア 営利を目的とする事業の実施、営利事業の援助

使用者又は使用目的等	取 り 扱 い			備 考
	減免対象		減免 対象外	
	免除	5割 減額		
① ○○学院、師匠等が主体となって月謝、受講料をとる形で継続的に行う教室、講座、塾等				○ 講師側が主体となった継続的な収益を伴う活動として使用不可とする。
② 上記の者が単発で行う発表会、リハーサル等			○	○ 会員自身の成果発表の機会として、減免対象外で使用可。
③ 地区住民が自主的に行うグループ活動で講師謝金を会費の中から支払うもの			○	○ 謝金額は、6,000円＋交通費程度を基本とすること。
④ 社会教育関係団体以外の団体が入場料をとって行う集い、大会、映画会、研修会等			○	○ 収益を伴う場合は、単発であれば減免対象外で使用可。 継続的に収益を伴う使用の場合は、使用不可。 事業案内や収支予算書等で確認する。
⑤ 社会教育関係団体が入場料をとって行う集い、大会、映画会、研修会等やバザー、展示販売等	○			○ 収益を伴う場合は、単発であれば使用可。当該活動の一環とみなし、要綱3-(4)中、②により免除。 継続的に収益を生じる使用の場合は、使用不可。
⑥ 地区総合文化祭等で行うバザー、展示販売等	○			○ 要綱3-(2)中、⑤により免除。
⑦ 企業等に関するもの ○入社試験 ○社内レクレーション ○一般社員研修 ○実演、販売会議、ノルマ向上研修 ○会費無料で行うセミナー			○ ○ ○ ○ ○	○ 企業からの申請の場合は、特にどのような内容のものであるか吟味すること。 収益を伴う事業活動ではない場合は、継続的な使用を認める。
⑧ 営利団体・企業が第三者に対して行う収益を伴う契約や販売			○	○ 単発であれば減免対象外で使用可。ただし、公共施設がマルチ商法等の会場にならないよう、内容について十分に聴取すること。

使用者又は使用目的等	取 り 扱 い				備 考
	減免対象		減免対象外	使用不可	
	免除	5割減額			
⑨ 営利団体・企業が行う感謝祭、映写会、創立記念日関連事業等			○	○	参加者から入場料等を徴収し、収益を伴う場合は、単発であれば減免対象外で使用可。

イ 特定宗教の支持、宗教活動及び団体の使用

使用者又は使用目的等	取 り 扱 い				備 考
	減免対象		減免対象外	使用不可	
	免除	5割減額			
① 講演会、展示会等			○	○	宗教一般についてのものであれば使用可とするが、特定宗教の布教に繋がるおそれがある場合は使用不可。
② 親睦会、レクリエーション			○		
③ 学習会			○	○	宗教一般についての学習は使用可とするが、自らの宗教に限定した学習は使用不可とする。
④ 特定の宗教の布教、勧誘、宣伝等				○	勧誘、布教、寄附金品の募集の恐れがある場合は使用不可。
⑤ 宗教上の行為、祝典、儀式又は行事				○	

社会教育法第23条第2項
 憲法第20条第3項
 憲法第89条

の規定により原則使用不可としているが、教育基本法第15条第1項に基づき、宗教団体であるという理由のみで一律使用を禁止することはできない。
 (判断に迷う場合は所管課に相談)

ウ 特定政党の利害に関する事業、選挙に関して特定候補者の支持

公職選挙法との関連を考慮すること。判断に迷う場合は、必ず所管課（生涯学習課・地域コミュニティ課）に相談すること。

使用者又は使用目的等	取 り 扱 い			備 考
	減免対象		減免 対象外	
	免除	5割 減額		
① 選挙前の地域懇談会、同業組合懇談会、労働組合懇談会等			○	選挙の事前運動に注意。
② 議員、政党その他の政治団体が主催する地域住民を対象にした政談演説会、時局講演会、国会・県・市議会報告会			○	住民に広く政治的教養を与えることは必要課題（教育基本法第14条）。
③ 政党、政治団体の主催するもので、党员、構成員のみを対象としたもの				○ 党勢助長。 ○○候補決起大会も望ましくない。
④ ○○と語る会、○○を励ます会、○○後援会			○	○ 選挙の事前運動に注意。対象者（住民一般か特定、例えば党员か）で判断。
⑤ 個人演説会	○ 1回目 のみ		○	要綱3－（7）中、③参照。